

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区役所及び荒川公園の土地測量・境界確定等に係る調査業務委託	5200727
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和6年1月15日	
契約金額	1,490,621円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (法人番号：9010005012931)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川区役所及び荒川公園の土地測量・境界確定等に係る調査業務委託
指定業者 （案）	名称 一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 所在地 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 代表者 理事長 志村 寿夫
指定理由	<p>本件は、荒川区役所及び荒川公園の土地測量・境界確定、地積更正登記に必要な資料調査及び基準点測量の実施について委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記協会を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 土地家屋調査士は、土地の測量・権利調整・登記申請に必要な書類作成等の一連の業務を行うことができる唯一の資格者である。 また、上記協会は、土地家屋調査士法第63条に基づく団体として設立されたものであり、官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量・登記の嘱託手続を受託できる都内で唯一の法人組織である。区内の土地家屋調査士が多数在籍しており、協会を通じて個々の調査士へ適切に業務が配分されるため、円滑な実施が期待できる。 上記協会はこれまで区が発注した同種業務の受託実績を多数有することからも、限られた期間内での確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記協会を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）